

## 船舶事故調査報告書

平成23年11月17日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 石 川 敏 行

事故種類	衝突
発生日時	平成23年3月10日 09時10分ごろ
発生場所	島根県隠岐の島町西郷港 西郷港沖防波堤南灯台から真方位287°850m付近 (概位 北緯36°12.1′ 東経133°19.4′)
事故調査の経過	平成23年4月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 小型兼用船 <sup>えいしやう</sup> 栄昇丸、3.53トン 272-8084（船舶検査済票番号）、個人所有 9.15m (Lr) × 2.10m × 0.83m、FRP ディーゼル機関、139kW、昭和53年6月25日 B 交通船 第5おき、5トン未満 272-6726島根、株式会社金田建設 5.10m (Lr) × 1.45m × 0.63m、FRP 船外機、11.03kW、昭和53年12月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 51歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成2年1月8日 免許証交付日 平成22年4月23日 (平成27年4月22日まで有効) B 船長B 男性 52歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和63年11月15日 免許証交付日 平成20年3月26日 (平成25年11月14日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B 船外機が水没
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、平成23年3月10日09時07分ごろ、西郷港内の西郷大橋北東方約400mの係留地（以下「A船係留地」という。）を発生し、同大橋付近を同大橋橋梁灯の右側端灯に向首する針路約232°（真方位、以下同じ。）及び対地速力約9.0ノットで手動操舵により、A船係留地の西方約1,300mにある造船所に向けて航行した。 船長Aは、A船係留地を発生した後、立った姿勢で操舵を行っていたが、

	<p>西郷大橋北側にある古城ヶ鼻の西方が見通せなかったため、同鼻の陰から現れる船舶がないか同鼻付近のみを見ており、A船の左舷船首方に接近してくるB船に気付いていなかった。</p> <p>船長Aは、右舷船首方の古城ヶ鼻付近のみを見ながら南西進中、09時10分ごろ、A船の船首部とB船の船尾部とが衝突し、直ちに機関を停止した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、西郷港沖防波堤の工事現場を巡視したのち、09時05分ごろ西郷大橋付近を針路約284°及び約10km/hの対地速力で手動操舵により、同防波堤南端から西方約1,000mにある古城ヶ鼻の専用岸壁（以下「古城ヶ鼻岸壁」という。）に向けて航行した。</p> <p>船長Bは、船尾に腰を掛け、船外機のスロットルグリップを左手で持った姿勢で操船を行っていたところ、古城ヶ鼻岸壁が近くなってきたので、古城ヶ鼻岸壁の係留場所に向首して航行することに気を取られ、右舷正横から接近しているA船に気付いていなかった。</p> <p>船長Bは、古城ヶ鼻岸壁の係留場所のみを見ながら西進中、A船の機関音に気付き、右舷後方至近にA船を初認したと同時にA船と衝突した。</p>								
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>								
<p>その他の事項</p>	<p>船長A及び船長Bは、救命胴衣を着用していた。</p>								
<p>分析</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="515 965 815 1010">乗組員等の関与</td> <td data-bbox="815 965 1457 1010">あり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="515 1010 815 1055">船体・機関等の関与</td> <td data-bbox="815 1010 1457 1055">なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="515 1055 815 1099">気象・海象の関与</td> <td data-bbox="815 1055 1457 1099">なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="515 1099 815 1518">判明した事項の解析</td> <td data-bbox="815 1099 1457 1518"> <p>A船は、西郷港の西郷大橋付近を南西進中、船長Aが、古城ヶ鼻の陰から現れる船舶がないか右舷船首方に注意を向け、適切な見張りを行っていなかったことから、B船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、西郷港の西郷大橋付近を西進中、船長Bが、古城ヶ鼻岸壁の係留場所に向首して航行することに注意を向け、適切な見張りを行っていなかったことから、A船に気付かなかったものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>A船は、西郷港の西郷大橋付近を南西進中、船長Aが、古城ヶ鼻の陰から現れる船舶がないか右舷船首方に注意を向け、適切な見張りを行っていなかったことから、B船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、西郷港の西郷大橋付近を西進中、船長Bが、古城ヶ鼻岸壁の係留場所に向首して航行することに注意を向け、適切な見張りを行っていなかったことから、A船に気付かなかったものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>A船は、西郷港の西郷大橋付近を南西進中、船長Aが、古城ヶ鼻の陰から現れる船舶がないか右舷船首方に注意を向け、適切な見張りを行っていなかったことから、B船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、西郷港の西郷大橋付近を西進中、船長Bが、古城ヶ鼻岸壁の係留場所に向首して航行することに注意を向け、適切な見張りを行っていなかったことから、A船に気付かなかったものと考えられる。</p>								
<p>原因</p>	<p>本事故は、西郷港の西郷大橋付近において、A船が南西進中、B船が西進中、両船が適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>								